

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（仮称）」素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 条例素案の作成者

自由民主党富山県議会議員会

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（仮称）

検討プロジェクトチーム（座長 山本 徹）

2 意見募集期間

平成 26 年 9 月 11 日（木）から 10 月 10 日（金）まで

3 意見募集方法

県議会ホームページ、県庁（議会事務局調査課、県民サロン、情報公開窓口）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館で閲覧

4 意見提出者数

12 人

【提出方法】

書面	電子メール	計
9 人	3 人	12 人

5 意見提出件数

28 件

【提出内容】

内容	件数
条例の題名、総則等に関すること	4 件
差別、合理的配慮に関すること	2 件
相談員、相談体制に関すること	7 件
普及啓発、教育、協議会等に関すること	7 件
その他	8 件
計	28 件

6 意見の概要及び意見に対する条例素案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
1	現在、差別され暮らしにくさを感じている障がい者のための条例であることを明確にし、当事者にストレートに覚えやすい名前にしてほしい。	条例の題名は、変更を予定していません。	題名
2	「障害」という言葉を、「障がい」「障碍」「チャレンジド」「ハンディキャップを持つ人」などに、条例、その他関係するところで言葉を変えてほしい。	<p>条例には、常用漢字を使うなど一定のルールがあるため、「障害」の表記を使用します。</p> <p>【参考】 「障害」の表記については様々な意見があり、国が実施したアンケート調査や障害者団体等を対象としたヒアリングの結果を見ても、「障害」の表記を改めるべきか否かについて意見が分かれています。国においては、当面現状の「障害」を用いることとし、引き続き検討が行われています。</p>	題名 ほか
3	前文、附則に「障がい者の視点に立つ」ことを明記する。また、第1条目的にも同様に「障がい者の視点に立つ」ことを入れる。	「障害のある人」の視点に立って条例作成にあたってきました。「障害のある人」の視点に立って条例の運用がされるよう、議会として求めていきます。	前文 ほか
4	基本理念第3の(4)は、私たち聴覚障害者にとって大切なものである。これが入ったことをうれしく思う。第8条第3項の、「情報の提供」、意思表示の受領」は、もっと良い言葉に直してほしい。	<p>第8条の3項は、障害を理由とする差別の禁止について、障害のある人の生活に関わる分野を例示しています。</p> <p>「情報の提供」は、障害のある人が日常生活を営む上で、障害のない人と同様に生活に必要な情報の提供を受けることが重要であり、情報の提供を確保するために規定しています。</p> <p>「意思表示の受領」は、自らの意思を正確に伝えることが重要であり、意思表示の機会を確保するために規定しています。</p> <p>詳細は、今後策定予定のガイドラインにおいて明らかにしていきます。</p>	第3条 第8条
5	第8条第2項「その実施に伴う負担が過重でないときは」とは、どうしてか。できる限り努力する義務があり、そのように明記すべき。	障害者権利条約において、合理的配慮について、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされており、条例素案においても、この趣旨を踏まえ「実施に伴う負担が過重でないときは」としています。	第8条

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
6	ガイドラインにおいて、分野別に障害を理由とする差別の具体例を記載することについて、現在、国においては障害者差別解消法施行に向けた準備をしている。県条例において差別の具体例を記載した場合、国の指針との整合性が図られるのか。	国の指針を踏まえた上で、ガイドラインを作成していきたいと考えています。	第8条
7	地域相談員として身体・知的障害者相談員に委託することについては、新たに非常な負担が生じる恐れがあることから、多数の相談員は受託されないことも考えられるが、この場合の対応をどう考えているのか。	多くの身体障害者相談員、知的障害者相談員の皆さんに地域相談員を引き受けていただけるようお願いしていきたいと考えています。	第10条
8	地域相談員としての身体知的障害者相談員は、相談員としての実績が少なく、差別等発生時の最初の相談員としては資質に課題がある。	身体・知的障害者相談員の方々に地域相談員を担っていただけるよう、今後策定予定のガイドラインなどを活用した研修会などを開催したいと考えています。	第10条
9	障害者の地域移行が進む中、障害者の身近な地域で対応できる相談体制を確保していただきたい。	障害のある方が身近な地域で相談できるよう体制整備していきたいと考えています。 地域相談員と広域専門相談員がしっかりと連携できるようにしていきます。	第10条 ほか
10	障害者総合支援法の制定により、障害者の地域移行に伴って、今まで知らずにいた障害者や家族の存在が明らかになる。障害者も地域の担い手になる大切な人材である。条例により、障害者やすべての人々と共に理解を深め、差別のない安心・安全な地域で暮らしていくことが大事である。相談窓口は大きく、広げてほしい。		
11	障がい者に対する偏見や差別はなかなか無くならない事も現実である。障がいを持っているからと言って人権を否定することがあってはならない。 障がい者が自ら声を出して気軽に相談できる窓口（地域相談員）体制の整備と広域相談員の連携が柔軟性を持ち構築できるよう支援してほしい。		

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
12	<p>身体障害者相談員、知的障害者相談員は明示されているが、精神障害者については、その存在が明示されていないのは問題である。</p> <p>精神保健福祉法の第2節相談指導等の第48条に精神保健福祉相談員についての記載がある。精神障害者相談員について記載をする際に参考にすべき。</p>	<p>精神障害のある方に対する相談員は、第10条第1項第3号の相談員として考えており、関係団体の家族相談員をお願いすることを想定しています。</p>	第10条
13	<p>地域相談員に、精神障害者を加えていただきたい。</p>		
14	<p>障害者の人権を守る活動を県全域に周知徹底され、県民に深く浸透するようお願いしたい。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消について、県民の理解、関心の深まるよう（第22条）明記しています。</p>	第22条
15	<p>家族に障がい者がいると、謂れ無き偏見・中傷・誹謗をまだまだ多く見受ける。啓蒙啓発活動に尽力いただきたい。</p>		
16	<p>地域で生活して自立に向けて生きていくためには就労の場が求められる。企業への積極的な障害者理解と雇用の促進をお願いしたい。障害者雇用率がまだまだ低く、もう少し雇用率が上がればよいと思う。</p>	<p>企業を含む県民皆が、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう啓発活動に取り組むこと（第22条）を明記しています。</p> <p>雇用の促進、雇用率向上に向けた県施策が推進するよう議会として求めていきます。</p>	第22条
17	<p>地域福祉の推進活動をしているが、「障害」や「障害者」というだけで、「自分には関係ない」と思う方も多い。県が進めるケアネット活動を地域で推進しているが、その対象のほとんどは高齢者である。障害を過剰に特別視せず、地域の一員として生活できる地域をつくるのが非常に重要だと感じている。</p> <p>学校での福祉教育や交流は、共生社会の実現には重要だと感じているが、学校任せにするのではなく、障害のある本人や当事者団体、民生委員や市町村社協等の関係者、専門機関が共に進め、結果的に逆差別を助長することのないよう取り組むことが大切である。</p> <p>この条例で本当の意味での正しい理解や共生が進むことを強く望む。</p>	<p>これまで本県では、障害のある人の福祉向上のため様々な取組みが行われ、障害や障害のある人に対する県民の理解は徐々に深まっていますが、今なお、障害のある人が日常生活や社会生活において、差別や社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があります。</p> <p>この条例素案では、障害を理由とするいかなる差別もなくし、すべての障害のある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくりを目指していきます。</p> <p>学校での障害及び障害のある人について正しく理解するための教育や交流が、差別を助長することのないよう議会として求めていきます。</p>	第22条 第23条

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係条文
18	「知らない」ことが、偏見や差別を生み出す。中学校及び高等学校での精神障害に関する「学校教育」を望む。	学校において、障害の正しい理解が進むことが大切であり、第23条に規定しています。	第23条
19	第24条の協議会には、障がい者代表も入るべきと考える。また、この協議会の位置づけと、現在ある「地域自立支援協議会」との関係はどういうことになるのか。	協議会は、障害者差別解消法で規定する障害者差別解消支援地域協議会を考えています。県が設置する協議会に、障害者代表の方も入るよう議会として求めています。	第24条
20	附則3の「知事は～、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、」とあるが、経済情勢により人権尊重すべきとうたった条例が変わるのか。どのような社会になろうとも人権尊重は必要ということを県民に知らせる条例ではないのか。	ご意見のとおり、社会等の情勢が変化しても人権を尊重すべきことに変わりはありません。	附則
21	当団体では、夏休みを利用して、小中高生・障がい児者、ボランティアがふれあう事を目的に「ふれあいウォーキング」を開催している。 今後の課題 ①事業を継続するため、ノーマライゼーションの啓発が重要 ②地域福祉関係者の養成確保に努める ③福祉施設での人材確保が重要 以上のことから、条例素案の実現を期待する。	条例で目的としている「すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現」に、議会としても取り組んでいきます。	その他
22	このパブコメは、ホームページなどで公表してほしい。	これまでの議員提案条例（政策条例）制定の際には、パブリックコメントの実施結果を公表しており、今回も公表しています。	その他
23	障がい者の地域移行における社会生活の施策の状況と相談体制と調整委員会の記録の公表の義務付けをお願いする。	障害のある人の地域移行における社会生活の施策の状況については、県の審議会「障害者施策推進協議会」で公表しています。 相談体制、調整委員会の活動状況など条例の実施状況について明らかにするよう議会として求めています。	その他
24	就労が今、社会(富山)で最も保障されず、障がい者に生きにくい壁と感じている。障がい者の希望を適性に応じ、就労することが可能となるよう、また、福祉的就労の工賃向上などができるよう施策を講じること。	県では、障害者の就労、福祉的就労の工賃向上に取り組んでいます。施策が一層推進するよう議会として求めています。	その他

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係 条文
25	<p>精神障害者に対する施策を、他障害者(身体障害者、知的障害者)に対する施策と同じにしていきたい。</p> <p>(1)国レベル：JR 運賃の割引制度 (格差・差別の代表的事例) 身体障害者：1952年(昭和27年)適用 知的障害者：1991年(平成3年)適用 精神障害者：適用されていない 注)航空機運賃、高速道路利用料も割引制度なし</p> <p>(2)富山県の医療費助成制度 身体障害者及び知的障害者を対象としており、精神障害者は対象となっていない。精神障害者も対象としていきたい。</p>	<p>精神障害に対する正しい理解が深まるよう議会としても取り組んでいきます。他の障害と同様に施策が前進するよう、国、県等に議会として求めています。</p> <p>県単独医療費助成制度に精神障害者が対象となるよう議会として求めています。</p>	その他
26	<p>予算・制度上の制約はあるでしょうが、障がいをお持ちの皆さんの思いに、しっかりと答えられるよう、内容に御配慮して戴きたい。</p>	<p>障害をお持ちの皆さんの思いに応えられるよう議会としても取り組んでいきます。</p>	その他
27	<p>障がい者が求める福祉サービスはその性質上まだ不足気味と思う。障がい者の皆さんの望む、質と量に答えられる内容にしていきたい。</p>	<p>障害のある方の求める福祉サービスが質、量とも充実するよう、国、県に対し議会として求めています。</p>	その他
28	<p>障がい者の家族の心身への負担によって、自身が鬱や他の病に陥るケースが見受けられる。家族の心身ヘルスケアにもご配慮願いたい。</p>	<p>障害のある方の家族への支援について議会として求めています。</p>	その他